

羽咋市私道復旧補助金交付要綱

令和6年10月7日告示第118号

(目的)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震（これに伴う余震を含む。以下同じ。）による被害からの早期の復旧・復興を図るため、令和6年能登半島地震による被災私道の復旧に要する費用を、羽咋市（以下「市」という。）が石川県から令和6年能登半島地震復興基金交付金の交付を受けて補助金（以下「私道復旧補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるもののほか、羽咋市補助金等交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 個人又は民間団体が所有・管理している土地を道路として使用している区域をいう。
- (2) 公道 道路法上の道路のほか、地方公共団体が管理する農道や林道、河川管理用道路、里道等のうち一般交通の用に供するものをいう。
- (3) 生活道路 主として地域住民の日常生活に利用される道路をいう。
- (4) 復旧工事 私道被害に対して原形に復旧することを基本とした工事をいう。

(交付対象となる私道被害等)

第3条 私道復旧補助金の交付対象となる私道被害等は、令和6年能登半島地震に起因するものとする。

(交付対象)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たす、私道を管理する私道の所有者、町会及び連担する住宅の居住者（以下「管理者」という。）であって、第2条第4号に該当する復旧工事（工事に関する調査および設計を含む。）を行うものとする。

- (1) 一般交通の用に供しているものであること。
 - (2) 公道（道路法上の道路等）に接続するものであること。
 - (3) 幅員が概ね1.8m以上であること。
 - (4) 所有者の異なる住宅が連担して2戸以上建ち並んでいるものであること。
 - (5) 住民等で維持管理しているものであること。
- 2 対象工事の施工範囲は、令和6年能登半島地震により被災した私道で2戸以上の住宅が利用する部分とする。
 - 3 対象工事は、私道復旧補助金の交付申請日から起算して1年以内に完了するものとする。

(交付額)

第5条 私道復旧補助金の交付額は、対象工事实額の3分の2を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交付額の上限は1,200万円とする。
- 3 第1項の規定により算出した私道復旧補助金の交付額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 私道復旧補助金の交付を受けようとする管理者（以下「申請者」という。）は、対象工事实額がより低廉となるよう努めるものとする。
- 5 対象となる私道の公簿上の地目は問わない。

(交付申請)

第6条 申請者は、私道復旧補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 私道復旧補助金対象地所有者等の内訳（様式第2号）
- (2) 工事対象土地に係る公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面をいう。）の写し
- (3) 工事対象土地に係る登記事項証明書又は登記事項要約書
- (4) 位置図
- (5) 被災状況が確認できる写真
- (6) 見積書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、見積書について複数の相手方から徴収し、原則として最も安価な見積額を対象工事实額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、対象工事の内容から単価等が実勢に比して著しく割高であると考えられる場合は、市が積算した額を対象工事实額とする。

(交付の決定)

第7条 市長は、私道復旧補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容について審査を行い交付の可否を決定し、その結果を私道復旧補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、私道復旧補助金の交付決定に条件を付すことができるものとする。

(工事着工)

第8条 申請者は、対象工事に着工したときは、私道復旧事業着工届（様式第4号）を市長に提出しなければならないこととする。

(報告)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、前2条第1項の規定により私道復旧補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「私道復旧補助金交付予定者」という。）に対し、対象工事の進捗状況について報告を求めることができる。

（対象工事の内容変更等）

第10条 私道復旧補助金交付予定者は、対象工事の内容を変更し、又は対象工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、市長に私道復旧事業中止（計画変更）承認申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて提出し、その承認を受けなければならないこととする。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、私道復旧補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により私道復旧補助金交付予定者に通知するものとする。

（対象工事の完了）

第11条 私道復旧補助金交付予定者は、対象工事が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならないこととする。

- （1）私道復旧事業完了届（様式第7号）
- （2）請負契約書等の写し
- （3）写真（工事工程及び竣工状況が確認できるもの）
- （4）支払いを証する書類の写し
- （5）その他市長が必要と認める書類

（現場審査及び私道復旧補助金の交付）

第12条 市長は、私道復旧事業完了届の提出があったときは、速やかに現場審査を行い、対象工事が設計図書（第10条第1項の規定により提出した書類を含む。次項及び第3項において同じ。）の内容に適合しているか否かを審査しなければならない。

2 市長は、審査の結果、対象工事が設計図書の内容に適合していると認める場合は、私道復旧補助金の交付額を決定の上、私道復旧補助金交付確定通知書（様式第8号）（以下「交付確定通知」という。）により私道復旧補助金交付予定者に通知するものとする。

3 市長は、審査の結果、対象工事が設計図書の内容に適合していないと認める場合は、私道復旧補助金交付予定者に対し設計図書の内容に適合するよう変更又は手直しの指示を行うことができる。

4 前項の指示があった場合、私道復旧補助金交付予定者は当該指示に従って変更又は手直しを行い、市長の再審査を受けなければならないこととする。

5 第1項から第3項までの規定は、前項の規定による再審査について準用する。

6 第2項の規定による交付確定通知を受けた者（以下「私道復旧補助金交付決定者」という。）が私道復旧補助金の請求をしようとするときは、交付確定通知の送付を受けた日の翌日から起算して30日以内に私道復旧補助金交付請求書（様式第9

号)に対象工事实額の全額を工事施工者等に支払ったことが分かる領収書等の書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

7 市長は、前項に規定する請求書等の提出があった場合はその内容を確認し、これが適正であると認められるときは、私道復旧補助金を交付するものとする。

(私道復旧補助金交付の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、私道復旧補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がなく、対象工事を著しく遅延し、又は廃止したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、私道復旧補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 第7条第2項の規定による交付の条件に違反したとき。

(4) 羽咋市補助金等交付事務取扱規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(5) その他私道復旧補助金の交付決定又は補助金交付後に対象工事でないことが判明したとき。

2 市長は、私道復旧補助金の交付の決定を取り消したときは、私道復旧補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により私道復旧補助金交付予定者又は私道復旧補助金交付決定者に通知するものとする。この場合において、私道復旧補助金が交付済であるときは、私道復旧補助金返還命令書(様式第11号)により私道復旧補助金の返還を命じるものとする。

(書類の整備等)

第14条 私道復旧補助金交付決定者は、当該私道復旧補助金及び対象工事に係る書類を整備し、私道復旧補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

(賠償責任)

第15条 市は、私道復旧補助金の交付に係る対象工事により申請者及び第三者に生じた損害については、賠償の責を負わない。

(維持管理)

第16条 この要綱による補助金の交付を受けて整備された私道の維持管理は、引き続き、自治会又は集落等において行うものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、私道復旧補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。